

「サンリッチ三島」における感染症発生時の公表指針及び連絡網

1 目的

有料老人ホーム「サンリッチ三島」においては、感染症の発生を予防し、または蔓延しないように必要な措置を講じなければならない。

また、万一、感染症が発生した場合には、関係職員を速やかに招集し、対応するとともに広く関係者に対して現況を知らせて注意を喚起し、もって感染症の発生予防、蔓延の防止を図る。

なお、発生時には、速やかに行政機関に報告し、その指導を受けるものとする。

2 公表対象基準

施設長は、次の場合は市担当部局及び東部健康福祉センター（担当課）に人数、症状、対応状況等を報告し、指示を求める等の措置を講じる。

- (1) 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間以内に2名以上発生した場合
- (2) 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が1週間以内に10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- (3) 通常の発生動向を上回る発生が疑われ、施設長が報告を必要と認めた場合

3 公表方法等

- (1) 公表主体 有料老人ホーム「サンリッチ三島」
- (2) 公表時期 上記公表対象基準に定める感染症等が発生した時
- (3) 公表内容 利用者の人権に配慮し、その事実について自主的に公表する。
具体的な内容等は担当課と協議の上決定する。
- (4) 公表方法
 - ・施設が自主的に、記者クラブへの資料提供や記者会見等を行う。
 - ・ホームページによる情報提供
 - ・施設の出入り口等に掲示し、来訪者に注意を喚起する

4 その他

- ・職員は、日頃より「感染症マニュアル」に基づき、予防に努めるとともに、発生時にはマニュアルに従い対処する。
- ・感染症の疑い及び発生時における職員の連絡網は、別に定める。

5 施行日

平成27年4月1日